

<サービス利用料金>

ア 一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額：負担割合に応じた負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は契約者の要介護度に応じて異なります）。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1ヶ月の金額 (1割負担)	約 7,410 円	約 13,226 円	約 21,961 円	約 27,780 円	約 33,598 円
1ヶ月の金額 (2割負担)	約 14,826 円	約 26,453 円	約 43,923 円	約 55,561 円	約 67,197 円
1ヶ月の金額 (3割負担)	約 22,230 円	約 39,680 円	約 65,885 円	約 83,342 円	約 100,795 円

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として所定単位数の13.7%が加算されます。特定処遇改善加算（Ⅰ）として所定単位数の6.3%が加算されます。

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に定めた期日より多かつた場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中に登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・契約者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなくサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・契約者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 連携している訪問看護事業所から訪問看護サービスを受けた場合、上記とは別に連携する訪問看護事業所に訪問看護費をお支払いいただきます。

☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

イ 加算

初回加算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日30単位（1割負担：約33円、2割負担：約65円、3割負担：約98円）の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

総合マネジメント体制強化加算

主治医や看護師、他の従業者等と意思疎通を図り、適切に連携するための体制整備を行

っているため、月1,000単位（1割負担：約1,080円、2割負担：約2,168円、3割負担：約3,252円）の自己負担が必要となります。この加算は限度額管理の対象外となります。

サービス提供体制加算（I）イ

当事業に従事する介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であるため、1日18単位（1割負担：約20円、2割負担：約39円、3割負担：約59円）の自己負担が必要となります。この加算は限度額管理の対象外となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

※以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

	内 容
複写物の交付	契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。 1枚につき 10円（税込）
交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用された場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までに説明します。